



質問

管理委託契約書には全ての保管口座を記載する必要がありますか。

(相談概要)

マンション標準管理委託契約書別表第一(2)出納①三に、収納口座と保管口座の銀行支店名を記載する箇所がありますが、イ（又はロの方法）の場合は保管口座を全て記載する必要がありますか。



回答

ペイオフ対策や資産運用等のために開設した預金口座も保管口座に該当しますが、当該箇所は管理費等の収納方法についての記載であるため、「イの方法」で収納口座から修繕積立金等金銭を毎月移換する先の保管口座（又は「ロの方法」で修繕積立金を毎月直接預入・管理費用の残額を預入する保管口座）の記載をすれば足够了。

<ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。